

答申番号：令和８年度答申第２号

答 申 日：令和８年８月７日

答申書

令和８年１月７日付け上市協第１３０６号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和７年１０月２１日付け上市民第５１７号の保有個人情報の部分開示決定処分（以下「部分開示決定処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る事件」について、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定処分については妥当である。

第２ 事案の概要

審査請求人は、令和７年１０月７日から令和７年１０月７日までの自己の戸籍証明書等の交付申請書（以下「本件対象文書」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法律」という。）第７７条第１項の規定に則り保有個人情報の開示請求をした。

それに対し実施機関は、交付申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号及び私印印影並びに不動産の共有者の氏名及び住所は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第７８条第１項第２号柱書に規定する不開示情報に該当するとし、部分開示決定処分を行った。

第３ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

交付申請者に関する情報の不開示を取り消し、開示されることを求める。

２ 審査請求の理由

本件対象文書の交付申請者は審査請求人の代理人に該当せず、本件対象文書は職務上請求されたものであるため、交付申請者の情報は開示すべきである。

３ 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね以下の理由から、部分開示決定処分の不当性を主張している。

- (１) 上尾市住民票の写し等交付通知書における交付した住民票の写し等の交付請求者の種別について

令和7年10月16日付け上市民第506号の上尾市住民票の写し等交付通知書（以下「交付通知書」という。）において、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別は「本人の代理人」とされているが、交付申請者は審査請求人の委任状を有しておらず、「本人の代理人」に該当しないことが明白である。

よって、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別について、「本人の代理人以外の者」に修正し、交付通知書を再度交付することを求める。

(2) 交付申請者に関する部分の開示について

本件対象文書の交付申請者は審査請求人の代理人ではないため、本件対象文書は弁護士、司法書士、行政書士等により職務上請求されたものである。

よって、不開示情報のうち本件対象文書の交付申請者に関する部分については開示すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

2 実施機関の説明

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

(1) 交付通知書における交付した住民票の写し等の交付請求者の種別について

交付通知書における交付した住民票の写し等の交付請求者の種別については、再検討し、審査請求人に対し理由を明確化したうえで、修正する。

(2) 交付申請者及び不動産の共有者に関する部分の開示について

本件対象文書は職務上請求されたものではなく、開示した文書中、交付申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号及び私印印影並びに不動産の共有者の氏名及び住所は開示請求者以外の個人に関する情報であるため、不開示が妥当である。

第5 調査審議の経過

令和8年	1月	7日	審査庁より諮問
令和8年	1月	27日	調査審議（1回目）
令和8年	4月	28日	調査審議（2回目）
令和8年	7月	27日	答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の交付申請者について

まず、審査請求人は、交付通知書における交付した住民票の写し等の交付請求者の種別が「本人の代理人」とされているが、審査請求人が委任した事実がないことから、本件対象文書が弁護士等により職務上請求されたものであるとの前提に基づき交付申請者に関する情報の不開示を取り消し、開示されることを求めている。他方で実施機関は、交付通知書における交付した住民票の写し等の交付請求者の種別について再検討し、当該種別を「本人の代理人」から「本人の代理人以外の者」に修正した上尾市住民票の写し等交付通知書を令和8年1月30日付で審査請求人に交付している。

なお、当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が弁明書で主張するとおり、本件対象文書が職務上請求されたものではないことが確認できた。

2 本件対象文書の不開示理由について

法律第78条第1項第2号柱書は、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報について規定している。

本件対象文書には、交付申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号及び私印印影並びに不動産の共有者の氏名及び住所が記入されている。そのうち、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び電話番号並びに不動産の共有者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。また、交付申請者の私印印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、当該私印は金融機関における届出や各種申請手続等に使用されている可能性が考えられることから、個人の財産等を保護するうえで特に慎重な管理を要する情報であり、これを開示すると当該個人の財産等の保護に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

また、これらの情報は性質上、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、部分開示決定処分とは直接関係がないため、当審査会においては言及しない。

4 原処分の妥当性について

以上のことから本審査会は、本件審査請求に係る部分開示決定処分については妥当であると判断する。

答申に関与した委員

上尾市情報公開・個人情報保護審査会

高松 佳子

渡辺 英人

織田 恭央